

学校法人高知学園 創立 120 周年記念事業

# たちばな未来創造募金 趣意書



学校法人 高知学園

創立 120 周年記念事業実行委員会



## 学校法人高知学園創立 120 周年記念事業 「たちばな未来創造募金」趣意書

本学園は、明治 32 年（1899 年）、現在の桜井町に創立された「江陽学舎」に端を発しております。昭和 31 年には、学校法人の名称を高知学園に変更するとともに、校名も高知高等学校・高知中学校に改称、翌年には校舎を現在の北端町に移転し、本年度で 120 周年を迎えました。

この間、高知幼稚園及び高知小学校の設立、高知学園短期大学の設置、高知リハビリテーション学院の開校、本年 4 月には日本初の高知リハビリテーション専門職大学の開学に至るなど、県下唯一の総合学園に大きく発展してまいりました。

各学校は学園のシンボルである「世界の鐘」に込められた「世界の平和と友愛」の高い理想のもと、至誠をもって事にあたり「人に信頼される人物の育成」を、教育の基本方針として受け継いできました。

この記念すべき年度を迎え、校友会、学校法人、保護者会及び同窓会からなる創立 120 周年記念事業実行委員会を組織し、様々な記念事業を計画しています。その一つとして、このたび、「たちばな未来創造募金」を創設しました。

皆様方におかれましては、今後とも本学園の教育活動の充実と発展のため、本募金の趣旨にご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年 6 月吉日

学校法人高知学園創立 120 周年記念事業実行委員会  
会 長 竹内 康雄（高知学園校友会 会長）  
副会長 吉良 正人（学校法人高知学園 理事長）

### ◆目的及び使途

建学の精神である「人に信頼される人物の育成」を更に推し進めるため、人材育成のための修学支援や施設設備の整備充実、スポーツ・文化活動の振興などの教育環境の整備を行います。

人材育成のための  
修学支援

施設設備の  
整備充実

スポーツ・文化  
活動振興

## 1. 人材育成のための修学支援

川島源司初代学園長が唱えた社会道徳の向上を計るとともに科学教育・英語教育に重点をおいた教育方針を受け継ぎ、グローバル化に対応した人材育成のため、ICTを活用した学習指導や海外留学費用の支援などを行っております。今後、更にこれらの修学支援を充実・発展させる取り組みを推進していきます。



## 2. 施設設備の整備充実

本校体育館が大規模災害時の避難所指定を受けており、子供たちはもとより地域住民の命を守る場となります。学園敷地内に井戸を掘り、有事の際に活用することや、アクティブラーニングに対応した教育施設や設備の更新、整備などを行います。

## 3. スポーツ・文化活動の振興

生徒たちの心身の健やかな成長には教育課程上の活動のみならず、課程外活動の充実が不可欠であることから、学校挙げて部活動の活性化に取り組んでいます。

運動部・文化部において、専門指導員を招聘するなど、生徒の競技力や技量の向上を図ります。

### ◆目標金額

3,000 万円

### ◆募集期間

令和元年 6 月～（継続中）

### ◆募金方法

#### 1) 学校ホームページからクレジットカードによる募金

一口 3,000 円以上（VISA、Master）

[クレジット決済頁へ（※クレジット決済サイトへリンク）](#)

#### 2) 専用振込用紙による募金

（事務局までご連絡ください。専用振込用紙をお送りいたします。）

個人 一口 5,000 円以上、法人 一口 10,000 円以上

ゆうちょ銀行、四国銀行、高知銀行でお振込みができます。

## ◆寄付金控除について

「たちばな未来創造募金」は本法人が募集する寄付金です。

本法人へのご寄付は、特定公益増進法人への寄付として税制上の優遇措置を受けることができます。

税制上の優遇措置を受けるためには、確定申告の際に「寄付金領収証」及び「特定公益増進法人の証明書写し」を税務署に提出する必要があります。「寄付金領収証」は、お振込みをいただいた際、お受け取りの払込金受領書をもって領収証に代えさせていただきます。

「特定公益増進法人の証明書写し」は、上記の専用用紙でのお振込みの場合は振込用紙の所定事項にチェックをしていただきましたら、当事務局から送付させていただきます。

クレジットカードでのお振込みの場合は事務局までご連絡をお願いいたします。

[個人の場合] 所得控除

寄付金額（総所得の40%が上限）－2,000円

[法人の場合] 損金算入限度額

$(\text{資本金} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$

※ 「特定公益増進法人」への寄付の損金算入限度額を超える部分の金額は、「その他の法人等」への寄付として損金算入ができません。

[事務局] 〒780-0956 高知県高知市北端町100番地

高知中学高等学校 学校事務室

TEL : 088-840-1111 FAX : 088-844-7578 E-mail : bokin@jim.kochigakuen.jp